

令和5年第7回

美幌町農業委員会総会議事録

令和5年10月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和5年10月25日(水) 午後1時30分から午後1時58分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

	1番	中川誓子君	農地部会長	3番	梅津幸一君
	4番	佃徹君		5番	佐藤章平君
	6番	木村勝彦君		7番	中村寿恵子君
	8番	鳥井隆君		9番	小泉豊和君
農地副部会長	10番	武田透君		11番	田村秀司君
	12番	川原英和君		13番	安藤良司君
	14番	鎌仲照幸君		15番	高崎利彦君
振興副部会長	16番	山岸洋文君		17番	酒井祐二君
職務代理	19番	日並洋君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

## 議 事 日 程

令和5年第7回 美幌町農業委員会総会  
令和5年10月25日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第14号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 6	報告第15号	地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について
日 程 第 7	議案第20号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第 8	議案第21号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について
日 程 第 9	議案第22号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第10	議案第23号	農地法第5条の規定による許可申請について
日 程 第11	議案第24号	農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和5年第7回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号16番 山岸委員、同じく議席番号17番 酒井委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査、加賀屋主事補、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案5件となっております。朗読につきましては省略させて頂きます。なお、議席番号2番 坂本委員、同じく議席番号18番 小林委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。  (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。  (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第14号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案3ページと4ページの7法人でございます。 <b>【議案に基づき説明】</b> 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。  (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第14号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法

人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。

議 長

日程第6、報告第15号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」を議題と致します。

事 務 局

地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告についてご説明致します。議案5ページをご覧ください。記、以下のとおり、釧路地方法務局北見支局より照会があり「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」に基づき、別紙のとおり調査結果報告書を提出しましたので報告致します。一件目の申請人は〇〇さん、土地の所在地は〇〇、登記地目は畑で面積は〇〇㎡、変更後の地目は雑種地及び公衆用道路でございます。現地確認については10月5日に酒井委員、川原委員、安藤委員で確認を行っております。二件目の申請人は〇〇さん、土地の所在地は〇〇、登記地目は畑で面積は〇〇㎡、変更後の地目は宅地でございます。現地確認については10月6日に、酒井委員、川原委員、安藤委員で確認を行っております。議案6ページと7ページにありますとおり、都市計画法に基づく市街化用途区域であることから転用許可を得る必要がない案件であること、原状回復命令を行わないことを調査結果として10月10日に法務局へ回答しております。以上、ご説明いたしましたのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、報告第15号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」は承認することに決定を致します。

議 長

日程第7、議案第20号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。  
内容番号4号。

事 務 局

内容番号4号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地について賃貸人が他者に賃貸するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成26年3月22日から令和6年3月22日までの10年間、合意解約年月日は令和5年10月2日、土地引渡日は令和5年10月2日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号4号は適当と認めます。  
内容番号5号。

事 務 局

内容番号5号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地について賃貸人が他者に賃貸するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和5年3月27日から令和8年3月26日までの3年間、合意解約年月日は令和5年10月2日、土地引渡日は令和5年10月2日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議の

ほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号5号は適当と認めます。  
内容番号6号。

事 務 局

内容番号6号についてご説明致します。本件は農地法第3条で使用貸借していた農地について生前贈与するため合意解約するものでございます。貸主は〇〇の〇〇さん、借主は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案10ページをご覧ください。契約期間は平成29年2月28日から令和9年2月27日までの10年間、合意解約年月日は令和5年9月26日、土地引渡日は令和5年9月26日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号6号は適当と認めます。  
内容番号7号。

事 務 局

内容番号7号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について賃貸人が他者に売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、借借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和3年10月26日から令和8年10月31日までの5年間、合意解約年月日は令和4年10月31日、土地引渡日は令和4年10月31日でございます。なお、他者に売買する申請手続きが遅くなったことに合わせて、委員会に提出する合意解約通知も遅くなったため、実際の合意解約年月日は1年前となっております。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号7号は適当と認めます。  
議案第20号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第8、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。  
内容番号28号。

事 務 局

今月の案件は全5件で内容につきましては売買が2件、新規の賃貸借が1件、再貸付が2件となっております。  
それでは内容番号28号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。所有権の移転をするものは〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇

m<sup>2</sup>、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年10月26日、代金の支払期限は令和6年1月31日、利用調整日は令和5年10月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

11番 内容番号28号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分することになり、借受している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族2人で小麦、菜豆、甜菜、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号28号は適当と認めます。  
内容番号29号。

事務局 内容番号29号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧願います。本件も売買案件でございます。所有権の移転をするものは〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇m<sup>2</sup>、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和5年10月26日、代金の支払期限は令和5年12月29日、利用調整日は令和5年10月3日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

18番 内容番号29号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分することになり、借受している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは大根とイチゴ苗を作付けし、堅実に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号29号は適当と認めます。  
内容番号30号。

事務局 内容番号30号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧願います。本件は先の議案第20号内容番号4号で合意解約した農地で賃借人の変更に伴う賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇m<sup>2</sup>、賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和5年10月26日から令和10年10月31日までの5年間、利用調整日は令和5年10月16日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

4番 内容番号30号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが借受していた農地でしたが、規模縮小により合意解約したため、〇〇さんからの申し出によりあっせんを行った結果、〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族3人で玉ねぎ、小麦を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長           ご異議なしと認め、内容番号30号は適当と認めます。  
                  内容番号31号。

事 務 局        内容番号31号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧願います。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和5年10月26日から令和7年10月31日までの2年間、利用調整日は令和5年10月3日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

4 番            内容番号31号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で水稲、小麦、大豆を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長           ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長           ご異議なしと認め、内容番号31号は適当と認めます。  
                  内容番号32号。

事 務 局        内容番号32号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願います。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案13ページをご覧願います。賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和5年10月26日から令和6年10月31日までの1年間、利用調整日は令和5年10月2日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

9 番            内容番号32号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で酪農を営み、およそ50頭を搾乳し、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長           ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長           ご異議なしと認め、内容番号32号は適当と認めます。  
                  議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長           日程第9、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。  
                  内容番号8号。



事務局	内容番号8号についてご説明致します。参考資料は8ページから10ページをご覧願います。本件は親子間の贈与案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案15ページをご覧願います。申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。参考資料11ページの調査表にあるとおり取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
4番	内容番号8号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに生前贈与するものです。〇〇さんは家族2人で玉ねぎ、小麦、甜菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく願います。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを10月17日、中川委員とわたしで確認しておりますのでよろしく願います。
議長	ご異議ございませんか。  (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号8号は適当と認めます。 議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議長	日程第10、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号1号。
事務局	内容番号1号についてご説明致します。参考資料は13ページと14ページをご覧願います。本件は資材置場として造成するため農地法第5条による農地転用を行うものでございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域外 第2種農地であり、都市計画区域の特別工業地区であります。転用目的は資材置場としての造成、計画の概要はコンテナ置場が〇〇㎡、通路等〇〇㎡、工事期間は許可日から令和6年6月末日となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
6番	内容番号1号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は工業用地内にある〇〇さんの農地を〇〇に売買し、コンテナ置場として造成するものです。申請地はほかの農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみてやむを得ないものであると10月10日、佐藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく願います。
議長	ご異議ございませんか。  (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号1号は適当と認めます。 議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議長	日程第11、議案第24号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。 内容番号2号。
事務局	内容番号2号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧願います。申出者

は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が令和5年10月4日、利用調整を行った時期が令和5年10月4日から令和5年10月18日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。

議 長           ご異議ございませんか。

                  （「異議なし」の声）

議 長           ご異議なしと認め、内容番号2号は適当と認めます。  
                  内容番号3号。

事 務 局        内容番号3号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧ください。申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が令和5年10月4日、利用調整を行った時期が令和5年10月4日から令和5年10月18日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。

議 長           ご異議ございませんか。

                  （「異議なし」の声）

議 長           ご異議なしと認め、内容番号3号は適当と認めます。  
                  内容番号4号。

事 務 局        内容番号4号についてご説明致します。参考資料は18ページをご覧ください。申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が令和5年10月4日、利用調整を行った時期が令和5年10月4日から令和5年10月18日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。

議 長           ご異議ございませんか。

                  （「異議なし」の声）

議 長           ご異議なしと認め、内容番号4号は適当と認めます。  
                  議案第24号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長           以上で全議案の審議を終了致しました。  
                  これをもちまして第7回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長           ご苦労様でした。

閉会 午後1時58分